

第2回原子力損害賠償円滑化会議議事録

日時：平成24年1月26日（木）14：30～16：00

場所：経済産業省第6共用会議室（本館17階東3）

出席者：柳澤経済産業大臣政務官、神本文部科学大臣政務官、

丸島原子力損害賠償支援機構理事、廣瀬東京電力常務、糟谷電力・ガス事業部長、
加藤原子力損害賠償対策室長、鈴木福島県担当理事、

保住原子力損害賠償支援機構福島事務所長、野山原子力損害賠償紛争和解仲介室
長、宮本被災者生活支援チーム審議官、守本原子力損害対応室長、西田原子力損
害対応室企画官

議題：（1）賠償手続きの円滑化に係る東京電力の取組について

（2）自主的避難者等への賠償の取組について

（3）原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）の活用について

（4）その他

議事録：

（守本参事官）

定刻になりましたので、第2回原子力損害賠償円滑化会議を開催いたします。本日、関係の皆様におかれましては、ご多忙の折ご参集いただき、ありがとうございます。開催にあたり、まず、柳澤光美経済産業大臣政務官からご挨拶をいただきたいと思ひます。

（柳澤政務官）

開催にあたってのご挨拶を申し上げたいと思ひます。

福島第一原発事故からちょうど300日ということで、今日、福島からこちらに戻ってきましたけれども、おかげさまで昨年末に福島第一原発が冷温停止のステップ2の冷温停止を受けまして、いよいよ現地では本格的な復興がスタートをします。一つは、警戒区域及び計画的避難区域の見直し、線量による新たな線引きが今、市町村とリエゾンが入って整理を始めましたし、21日に環境省が中心となった、いわゆる除染チームが新たなビルを借りて、3月いっぱいには200名規模まで新たな体制が整う、復興本部もビルを移して体制が整いつつあります。来月には復興庁ができて新しい体制になる。その中で、賠償に対する期待感が非常に強まっており、昨日も須賀川市で商工会89の団体が千名以上の決起集会が行われ、そのメインが賠償の完全実施ということになってきました。関係市町村も東京電力の方に自主避難の賠償関係の要請にも行っており、いよいよ皆さんと是非、力を合わせて、避難をされている皆さんの立場に立って賠償がスムーズに行くように進めていきたいと思ひておりますので、一段のご協力をお願いしたいと思ひます。

(守本参事官)

どうもありがとうございました。続きまして、神本文部科学大臣政務官からご挨拶をお願いいたします。

(神本政務官)

文部科学省の大臣政務官を務めております、神本美恵子でございます。今回は2回目ですけれども、文部科学省と致しましては、適正な損害賠償ということで和解の仲介を行いますADRセンターの取組を、スムーズに、被害者の方の立場をしっかりと認識しながら進めていくということで取り組んでいるところでございます。一回目の会議でも申し上げましたが、1月17日に東電の鼓副社長と廣瀬常務に文科省にお越しいただきまして、奥村副大臣と私の方から、誠実な対応ということ、迅速かつ柔軟な対応ということを改めてお願いを申し上げたところです。本日の会議でもADRの活用について、これまでの取組のご報告と、皆様と一緒にどのような協力ができるのかということについての議論が行われますけれども、東電も、原子力損害賠償支援機構の方も協力して、具体的にどのような対応が可能かということについて議論をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

(守本参事官)

どうもありがとうございました。それでは、他の出席者のお名前をご紹介します。・・・(中略)・・・

それでは、本日の円滑化会議では、前回の会議で取り上げた課題と対応方針を踏まえた具体策についてご報告いただき、検討してまいりたいと思います。

まず、議題(1)に関連しまして、資料1について東京電力から説明願います。

○廣瀬常務より資料1(「5つのお約束」に係る今後の対応事項について)に沿って説明

(守本参事官)

ありがとうございました。それでは、ただ今の議題1に関連しまして、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

(野山室長)

当センターも和解仲介の成立案件が現在3件という状況ですが、内部を調査しましたところ、和解成立件数は、来月くらいから加速度がついて増えてくるという状況です。重点項目の中から申し上げているところですが、東京電力に直接請求して、東京電力が和解金額の提案をしたもののうち、合意に至らないものがどのくらいあるかということも私ども

が知りたいと思っております。いつ回答がくるか分からないので決定的な数字が出せないということは伺っていますが、東京電力が提案を発送して、例えば1ヶ月経っても2ヶ月経っても返答がないものというような数字をお示しいただければ、それが比較的合意が出来ない近似的な数字として把握できると考えられますので、その点よろしく願います。それから、千葉県観光風評被害の賠償の関連ですが、政府の中間指針、追補を含めて、具体的に明記されている損害、されていない損害というものがあり、我々の認識としては、具体的に明記されているものだけが原子力損害賠償法に基づく損害ということではなく、明記されていないものでも、賠償法の解釈として相当因果関係のある損害に当たるものがあるということが前提として、中間指針が作成されているものと認識しています。東京電力の賠償を外側から眺めてみますと、東電は中間指針に明記された損害しか賠償しないという傾向があるのではないかと懸念しています。そこで、中間指針の考え方を前提としてみますと、明記されたものだけを賠償するという態度を取りますと、法律で定められた範囲の一部しか賠償をしない、残りの一部は法律により賠償の対象になるのに賠償されないということになるのではないかと懸念しています。その意味で、法律違反の状態になってしまうのではないかと懸念しています。明記されていないものについての東京電力の対応が非常に冷たいという被害者の声も聞こえておりますし、幅広く相対交渉の段階で賠償をしていただきたいという意見を持っております。それから政府の中間指針ですが、昨年3月11日に事故があり、審査会の方で指針が示され、予測された損害が具体的に書かれ、8月5日に取りまとめられたというものでございます。しかしながら、実際に賠償請求が始まる、あるいはADRへの申立が始まりますと、審査会が昨年7月までに認識することができなかった色々な種類の損害があるのだということも徐々に明らかになっているのではないかと、というふうに思っております。昨年7月までの情報に基づく中間指針に具体的に明記されたものを中心に据えると賠償が適正に行われなくなるのではないかと、という懸念を持っております。東京電力の代理人の弁護士さんが当センターに出した東京電力の主張書面を読みますと、例えば観光業については福島、茨城、栃木、群馬の4県以外の県の観光業の損害というのは原則として賠償しないというのが中間指針の趣旨であるという書面が出てくることとございます。それから、観光業に当たるのか否かという形式的な議論が東京電力により主張されます。もちろん、4県の観光業は原則として相当因果関係があるというのが中間指針の考え方ですので、そこを議論することは全く意味がないことではありません。しかし、外国から日本を訪問に来る人を主な取引先とするような事業が原発事故により大きな影響を受けたことは明らかであり、それが観光業に当たるか否かという形式的な議論がどれほど意味があるのかなというのを最近感じております。また、東京電力の方でもなかなか把握できていない財物価値の減損についての賠償や、本日のテーマでもある土地・建物以外の動産の賠償についてどういうことが可能かどうか考えておりますので、なお積極的な相対交渉での賠償を進めていただくことをお願いしたいと思っております。

(鈴木理事)

福島県でございます。中間指針に明記されていない相当因果関係のある損害につきまして、東京電力でも項目を設けていただいて請求に応じていただいているところですが、相談窓口で聞くところによると、100万円という線があって、100万円を超えるものは査定するという、その基準が分からないという話になると、何が査定されて何がダメでという内訳がわからないという意見がございまして、非課税にするか課税にするかということに関連してきますので、もちろん、それ以前に請求に対して査定を入れるということであれば、どういう理由で何がダメでという明確な説明責任を果たす義務が東京電力にありますので、改善をお願いしたいと思います。

(丸島理事)

前回以来、請求書類の滞留案件の処理・迅速化に取り組んでいただいているということで、資料1の2頁目にある、「請求書受領世帯数の現状と未請求の方々へのお知らせ」の件ですが、およそ半分の約3万世帯の方々が無請求として残っていることについての対応をどうするかという問題があるかと思えます。機構では、仮設住宅での訪問相談、説明会等の実施、借り上げアパートにお住まいの方なども対象とした常設相談会の実施をご案内しているということでもあります。特に仮設住宅はある程度のコミュニティーが残ったまま、お互いの情報共有ができる状況にありますが、どうしても借り上げアパートの方々には孤立しがちであったり、全体的に請求の出方が少ないところであろうかと思えます。こういう方々にも新聞広告やその他でといってもなかなか難しかりょうというふうにも思えます。機構のこれまでの経験などを踏まえすと、ぜひこの借り上げアパートに個別に回っていただいて、請求書を出している所、出しておられない所、出しておられない所はどういう理由で出しておられないのか、確認していただいて、そして相談の場所にご案内していただくという活動をぜひお願いできないかと思っております。我々の試算では9千くらいの所帯なのかな、というふうに思っており、一定人数を集中的に回っていただくと、ある程度の日数で借り上げアパートの方も回り現状を把握できる、その中で各個人の方々はどうしておられるのかということも把握できる、ということを考えておりますので、ぜひご検討いただければと思います。

(宮本審議官)

財物の損害について、申し上げさせていただきます。車の損害賠償について対応いただいているところですが、資料にありますように、線量が高いもの、使用不能となったもの、ということですが、賠償した後の車両について、賠償の対象のもの、東電が賠償の対象としているもの、これも含めてだと思えますが、その対応については東電としてしっかりやっていただきたいと思えます。また、それ以外の財物についてはどうだという議論については、車両を対応いただいたゆえに出てくる問題だと思えます。それについては、少な

くとも他の財物についてもいろんな相談、要求があろうかと思しますので、それらを踏まえてご対応をいただきたいとよろしくお願ひしたいと思ひます。

(守本参事官)

次に、自主的避難の賠償の取組について、ご説明させていただきたいと思ひます。

○守本参事官より資料2（自主的避難者等への賠償の取組について）に沿って説明

私の方からの説明は以上として、鈴木理事の方から現在の市町村の状況をご説明いただきたいと思ひます。

○鈴木理事より資料3（自主的避難者への賠償に係る協力の状況について）に沿って説明

(守本参事官)

どうもありがとうございました。それでは議題2、自主避難に関しまして質問・御意見等あればよろしくお願ひいたします。まずは、廣瀬常務の方から、理事の方から要請がありましたので、それにつきましてもし何かあれば。

(廣瀬常務)

ありがとうございます。本当に、経済産業省、文部科学省、それから関係者の方々には大変お世話になっております。ここにございます、最後の3つの項目につきましては、もっともなことだと思ひますので、我々としましてもししっかりと対応いたしたいと思っております。特に、2番について、常駐というのがなかなか難しい場合もございます。福島市と、例えば何々町、何々村と同じような対応にしますと、人口等々異なりますので、これから各市町村と御相談させていただいて、やらせていただきたいと思ひます。

(守本参事官)

ありがとうございます。それでは、ご意見御質問等ございましたらよろしくお願ひいたします。

(野山室長)

このフロー図2枚あるんですが、それぞれについてどういうものについて書いたものかが今聞いていて理解できなかったもので、もう一度御説明いただければ。

(守本参事官)

申し訳ございません。1と2の比較は、基本的に、住民票をお持ちで、お住まいの方に定額を賠償する場合に、東京電力が市町村から住民データを受け取ることができる場合というのが上、できない場合が下、という比較になっておりまして、従って、自治体から住

民情報を提供頂いて、情報登録、その上の請求書記入のところ、ここでの大きなポイントは、個別のお名前を書いてですね、請求書自体に書いてお送りをするので、請求書がそのまま戻ってくればその方を確認できるので、そのままお支払いができますということです。下の方は、白地の請求書をばらまくということになりますので、そこで、個別の自分のお名前等々を書いていただいて、出てくる。それに対して、今度はその方が、3月11日本当にそこにいたのかということをして市町村に確認をしないといけないんですね。ここに非常に時間がかかる。また、全部御自分で記入するので、そこで記入ミスということもあるということがありますので、この時間が大変にかかるということでございます。ちなみにもし市町村が住民票を個別に出した場合、例えば、大きな市ですと、200日ぐらいかかる、というような試算がございまして、こういう形から、なかなかうまくいかない、ということでございます。

めくって頂いて、上の方は、一ページ目と全く同じ図というように考えて頂いて結構でございます。下の方は、先ほど御説明した、住民票が無いパターン、例えば、いわゆる出稼ぎで、かなり長期間いらっしゃったとか、そういう方に対して、どういう形でお支払いをするか、ということで、まず東京電力に請求をしていただいて、それを配布をして、それを今後東京電力に戻して頂いて、照合・確認をする、ということでございます。

(野山室長)

支払い開始を目途、ということは書いてあるのですが、支払い終了の目途というのは何かあるのかどうかお教えいただきたいと思います。

(廣瀬常務)

正直に申しますと、住民情報が頂けたとして、150万人の、データにある方々の見込みというのは、さほど時間がかからないかと思います。どうしても、2ページ目の下の方については、かなり時間がかかるだろうと思います。これは、どのぐらいいらっしゃるのかも今わかりません。50万世帯ですので、1%でも5000世帯ということになります。この前、仮払いをやったもので、6万世帯であれだけのことでしたので、そもそも住民票の無い代わりに、先ほど守本さんの御説明にもあったように、義援金みたいなものも使いましたけれども、今度それもございませんので、どういうデータを住民票の代わりに、居たということの証明に頂くか、例えば、電気料金の何とかを3月時点のものを、今持っているということもなかなか考えにくいので、そうしたことで、若干時間を要する可能性がある、ここはちょっと読めないですけど、今のところ申し上げられないですが、それについては私どもだけではどうにもならないところもあって、なるべくお手間のないように、あり得ないような証明書を要求しても、これは全くないということですので、その辺もまた考えていきたいと思っています。

(野山室長)

何でこのような質問をしたのかと言いますと、私どもが和解案を出すときに、40万円とか8万円については、東京電力にお願いしますと当事者を説得できるかというところの基礎的な議論として申し上げたものであります。

(小川室長)

一定の情報をどのように証明するかということは、これは要件を決めてお示しすることになりますが、それが順調に私どもの方にお送りいただければお支払いの内容自体は、それほど複雑な内容ではございませんので、そんなに時間がかかるものではありません。例えば、請求書を出して頂いて全部そろっている方と、先ほど合意書送付後、お支払いは1～2週間ぐらいということになっております。

(丸島理事)

これはその多くの被災者の方が請求をしたときに、その請求が一律であればいいんですが、それを超えたいろんな方からの請求が来ると思うんですが、それに対してはどのような考え方で対応されることになるのでしょうか。ある程度交渉ということになるのか、定額を超えるものについては、ADRに誘導することになるのか、そのあたりを、最後のところは詰められると思いますが、基本的な考え方を。

(廣瀬常務)

細目はこれからですけども、せっかく指針追補の方で定額の扱いをしていただいたところがありますので、ここでまた、一部の方について、領収書を添付してみたいなことを、できればやらないで済むような形で行きたいという風に考えております。ただ、もうちょっと詰めませんと、せっかくの案ですので、そういったことも含めて一回の請求で済むようにすればですね、考え方として、これは定額事項、定額以外に何かあった方はまた別の様式でということをするよりも、この中で、そうした方に対しては、別案があつてですね、そこもできれば定額になるようなやり方でやりたいなど。

(守本参事官)

他にございませんでしょうか。

(糟谷部長)

件数も多いので、定額の上に更に定額ということも分からないではないですが、そこで打ち止めで、それ以上は出てこないんだという風になりますと、うまくいかないと思いますので、そこは決してそのようなことのないようにして頂きたいと思います。

(守本参事官)

他にございませんでしょうか。それではなければ、次の議題に移りたいと思います。それでは、議題3の原子力損害賠償紛争解決センターの活用についてご説明頂きたいと思えます。

○西田企画官より資料4(原子力損害賠償紛争解決センターの活用について)に沿って説明

(守本参事官)

ありがとうございました。もし、文部科学省、ADRセンターより補足事項がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。それでは、只今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

(鈴木理事)

紛争解決センターの方にお願いがあるのですが、ご承知のとおり、私どもの方で、双葉町が今まだ6割の人が申請していない。そんな中で東京電力に行かずに、直接紛争解決センターに持ち込むような事案がありますので、相当大量な案件が持ち込まれるだろうと思えます。それから、小高町においても大量の案件が持ち込まれると思えます。今後、いずれにしても申し立て件数が多くなってまいりますので、そういったことについて、体制整備については是非、御対応頂きたいと思えます。

(野山室長)

今、まさに御指摘のありました、双葉町それから、旧小高町、それからもしかしたら南相馬市等から大量にADRの申し立てがあるかもしれないというようなことは聞いておりますが、私ども非常に大きくない集団ですので、どのようにしたら、そうした数の案件を解決することができるか、これについては、日々内部の方で検討しております。これについては、担当の仲介委員あるいは担当の調査官から、双方に対して、あるいは東京電力に対して、提案をしていくことになろうかと思えます。前回は申し上げましたが、紛争性のある案件が何万件あるのか、全く分からない状態ですが、最終的には、被害者と東京電力との相対交渉で解決するというでなければ、我々準司法機関と司法機関であります裁判所の容量を考えますと、そこは中々難しいと思えますので、そういう交渉が円滑に進んで行くようにということを視野に入れて、前例のない数の賠償があるということを踏まえて、前例にとらわれない、合理的な方法を考えていきたいと思っておりますので、ご協力いただきたいと思います。

それから、郡山以外の窓口ということでございましたが、そういうご要望が多いという

ことで、検討は進めさせて頂いておりました、資料4の参考にもありますとおり、口頭審理の数も、郡山では6件、それからいわき市で15件という実績がございます。それから、今後原町とか、南相馬市とか、そのほかのところでも必要に応じて、もしからしたら山形県内でもやるかもしれませんが、遠いところにおられる方々について、できるだけご負担をかけないようにしていきたいと思っております。

(守本参事官)

ありがとうございます。他にございますか。

(西田企画官)

東京電力の方からご説明をいただきました、財物の賠償基準の策定についてですけれども、できるところからやっていただいておりますけれども、今後、避難指示区域等の見直し、あるいは紛争審査会における方針が決まってからでないと、財物の賠償ができないということになりますと、被害者の方々の生活再建の道筋を考える上で、それがないと中々、期間についても判断できないという声も聞いておりますので、これにつきましても順番、段取りあるわけですが、出来るものにつきましても、なるべく早急に基準を示せるよう、そこは柔軟に対応していただければと考えておりますので、よろしくお願いします。

(守本参事官)

ADRの議題でしたけれども、それに限らず、まだ少しお時間もございますので、せっかくでございますので、なにかございませんでしょうか。

(野山室長)

ADRの活用については、全く結構だと思います。件数が多くて大変だと思いますが、被害者のケアをする時に、減額の理由等の説明を是非しっかりやっていただきたいと思っております。それから、当センターのことで何かお知りになりたいことがあれば、可能な限り、私どもは事件をやる人間以外の、庶務的なことをやる人間は十数人しかおりませんので。東京電力の1万人態勢というのを羨ましく思っているところでございますが、可能な限り対応していきたいと思っております。

(保住所長)

原賠機構福島事務所長の保住です。昨日、仮設住宅を個別訪問してきました。何人が困っておられる方にもお会いしてきました。例えば、ご請求を息子さんがしたけれども、その息子さんが年末に入院してしまって退院の目途が立たない。その後、東電から合意書が送付されてきたが署名できずどうしたらいいかわからない。仮設に行くと、雪道・砂利道のため、車いすでは集会所にも行けず相談会に参加できない、こういう請求困難な方もお

られます。新聞広告とかDMを送っても、こうした方々の実情は分かりません。やはり現場に行ってお話を聞かないと、現場を見ないと実情がわからない被害者の方がおられます。そういった観点からも、是非個別に訪問して頂いて、近くで東電が説明会を実施していますとか、請求書をご提出頂いていない場合にはなぜご提出いただけないのかご事情をお伺いするとか、支援が必要な方はおられませんか、とかですね、そうした必要性を感じた次第です。

昨日、機構の職員20人で戸別訪問を県内のいくつかの仮設住宅の団地で行いました。私も3時間で50戸ぐらい廻りました。20人で全部で約1000軒の個別訪問ができました。県内には、原発関係の被害者が、約1万3000世帯の方々が仮設での避難を余儀なくされていると言われております。単純計算で、20人で戸別訪問を実施するとしても2週間でできます。請求書を提出されないご事情についてサンプル調査ではなく全数調査も可能です。やる気があれば、きめ細やかな対応との観点からも戸別訪問の実施については是非前向きにご検討いただければと思っております。以上です。

(加藤室長)

前任の田中に代わりまして、今回から参加させていただきます。ちょっとまだ経験が少ないというところもあるんですけども、昨日たまたま、賠償の件で、栃木県の森林組合の方が来られまして、要望を受けました。それは、森林組合の方が樹皮をですね、肥料に回していたと、その樹皮が、放射能を帯びて肥料に回せなくなって、処分に困っていると。処分場は一杯で、そのまま置いておくと、事業そのものができなくなってしまいうし、樹皮を置いておくと自然発火して火災が発生する可能性があるという、非常に困っていますということで相談に来られていますが、先に東京電力さんの方に行かれた時に、指針の中にあまり明確に書いていないのでということで、対応が難しそうな感じを受けられて、関係する役所を廻っているということをお仰りしました。指針も昨年作った時には、とりあえず早急に賠償を開始するというので、作られたものでありまして、やはりだんだん時がたつにつれて、明らかになる面もありますので、是非その辺は柔軟に対応していただきたいと、私の個人的な経験を踏まえてですね、お願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

(守本参事官)

それでは、財物、仮設住宅、森林、3つございましたけれども、もしコメントございましたら。

(廣瀬常務)

財物については、車は始める、不動産は4月、というようになって、自動車以外の財物ということだと思います。おっしゃるとおり、これも当然やらせていただくと同時に、私

どもの方で来ている中で考えられているのは、工場の設備であるとか、美容院のパーマ機とか、そういったものに対して当然賠償していかなければいけないと思っておりますけれども、賠償額が恐らく、原価償却が終わったもので、当然新品ならば結構なのですけれども、それを賠償していくということで、もちろんそれはしていくのですけれども、目的的に、新しい場所で新しい事業を始めようということとして、やはり土地や建物、あるいは工場の設備そのものが、元手として新しい場所に移るからそれが今度必要になって一部の機会、あるいはシステム全部にしても、それを、減価償却後、残った簿価の額を賠償したときに、それはそれで資金的にはお役に立てるんだと思うんですけども、目的的に新たな場所で、ということになりますと、やはり土地が無いとどうしようもないというお声があるのではかというふうに我々としては考えております。もちろん、何とかやっていかなければいけないのですが、その辺のところをいわゆる除染みたいなものが必要と感じております。

それから、保住所長の話、全く個別のことについては、我々もやっていかなければならないと思っておりますし、実際、我々もやらして頂いております。そんな広範囲にはできていないと思っておりますけれども。ただ我々の経験ではですね、行って、目的的に未請求の方のところへ行って、請求のお手伝いをすると、一軒行くと一時間半は間違いなくかかると。電話してから行かないと、なかなか、仮設住宅みたいに並んでいるところでは比較的隣にすぐ行けますけれども、一時間半を一軒でやるので、なかなか数はいかないかなというふうに思っております。さはさりながら、できるだけ掘り起こしにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、やっていかなければならないという風に思っております。

それから加藤室長からお話のあった、樹皮、バークというものでございますけれども、これはかなり問題が顕在化しております、バリューチェーンのバークの部分が貯める場所がないので、製材そのものが止まってしまって、より大きな営業損害になっているということで、大変大きな問題であります。ポイントは、変な言い方ですが、賠償ではなかなか解決できないところでございまして、我々がもし賠償としてお支払いするのであれば、保管費用であるとか、あるいは本来持っていくべき場所から遠いところまで運ばなければならぬので、その分余計に費用がかかったとか、そういうことで賠償させていただくことになるかと思いますが、これは持っていく場所がない、燃やしてくれるところがない、燃やしてくれるところがあったとしても、当然その灰は線量が高くなってしまって、灰を持っていく場所がないということで、いわゆる詰まってしまっている状態です。この問題大変大きな問題で、茨城県などでは、県内でうまく廻るようなことになりつつあります。また、越境するとこれはまた大変な問題になってしまうので、福島県では何とか燃やす場所、それから燃やす灰についても、私どもを含めてやらしていただいておりますけれども、栃木県は中々難しいところがあるという風に聞いております。そういうわけで、賠償はもちろんするのですが、賠償だけでは対応できないかなと、お金だけでは、問題になってしまうところを何とかしめんと、そちらの方で、私どもも動いているところでございます。

(守本参事官)

ありがとうございました。他に何かございますか。

(神本政務官)

文科大臣が代わりまして、新しい、平野大臣になったんですけれども、3役会議の中でも強調されたのは、この損害賠償については、あくまで、被害者の立場に立って、被害者第一でやっていくということを文科省としては明確にしたいと、仰っていたことを一つ紹介させていただきたいのですが、それと、2、3日前、会津地方の、17市町村の首長さん、議長さん、昨日でしたか、お見えになりまして、自主的避難の地域が分断されているので、対象地域を見直してほしいというのが主たるご要望だったのですが、そのやりとりの中で、さっき野山室長がおっしゃったように、相当因果関係があれば、対象地域でなくても申請できると御説明したら、それは知らなかったと、どこの議長さんだったか首長さんだったかわからないのですが、そういう話を聞きまして、これはきちんと、どこかで周知をしなければいけないのかということ、私自身問題意識を持ったのが一つと、それから対象地域外であっても、例えば事業者への賠償は進んでいるが、そこに、例えばスキー場などで期間限定的に働いていた人が、観光客が減って、もう今年はお呼びがかからないというような、雇用されていた人に対する、臨時ですから、通年的にずっと雇用されていたわけではなく、期間限定で声がかかっていたのに、働けないという問題もあるというようなことえを一つの例として仰っていたのです。こういう問題は、どのように考えていけばいいのかと、私はそこではお答えできなかったのですけれども、そういう現状もあるということの一つご報告させていただきたいと思います。

(守本参事官)

ありがとうございました。それでは、よろしければこのへんでそろそろまとめに入らせていただきたいと思いますけれども、柳澤政務官、お願いできますでしょうか。

(柳澤政務官)

今日は、忙しい中お集まり頂いて、貴重なご意見本当にありがとうございます。実は、今年に入って新しいスケジュールに入るということで、今日午前中、現地本部で、会議でお話したのですが、今までよりももっと大変になる、個別の事象になる、除染にしてもあるいは帰還も今回流れが違って来る、いよいよ賠償も財物関係に入ってくる、下手をすると大混乱になってしまうという状況になると思います。みなさんにはお願いですが、是非省庁とか、それぞれの組織の壁を越えてですね、一つ一つ着実に進める、昨日、須賀川の商工会の決起集会でも私お話をさせてもらったのですが、国が最後まで責任をとる、政府が先頭にたってやるということをお約束いたしますけれども、今やれる力というのはそれほど

ではありませんというのを正直に云いまして、本当に県のみなさん、市町村のみなさん、商工会のみなさん、住民の皆さんにとっても、除染一つとっても一緒にやっていただかなければ進まないというお願いを強くさせてもらいました。ぜひ、こういう会議を通じて、あるいは今日でこの会議は2回目ですけれども、日頃から随時、事務方のレベルで、もっと綿密な情報の共有化を図って進めてもらいたいと思います。今日、強く言ったのも、離れ牛の問題、ペットの問題、離れ牛は農水省、ペットは環境省になっていまして、この調査を一回きちんとやらないと繁殖期に増えてしまうということで、これを一緒に2月10日まで調査をしていくことにしていますが、どうしても自分の範囲だけ考えてしまうということもございまして、そういう壁を破っていかないと次にはいかないと思いますし、特に県の方にはいろんな意味でこれから一步も二歩もこれから踏み込んで入っていただいて、一緒に進めていただければと思いますので、よろしく願いしたいと思います。今日は本当にありがとうございました。(了)